

## 電力の小売営業に関する指針の一部を改定する通達新旧対照表（傍線部分は改定部分）

## ○電力の小売営業に関する指針（20160125資第23号）

改定後	現 行
<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iv) (略)</p> <p><u>v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記</u></p> <p><u>小売全面自由化により競争が進展する中において、需要家が負担する料金の透明性を確保する観点から、発電事業等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するものについて、小売電気事業者は、需要家への請求書・領収書等にその相当額を記載することが望ましい。</u></p> <p><u>vi) (略)</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>	<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iv) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>vi) (略)</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>

改定後	現 行
<p><b>6 災害時連携の観点から望ましい行為</b></p> <p><u>昨今における災害の激甚化を鑑みれば、災害対応は、一般送配電事業者及び一般送配電事業者のグループの発電・小売電気事業者のみならず、エリアの電力供給を担う全ての電気事業者が協調して実施することが必要である。こうした災害時連携の観点から、例えば、一般送配電事業者から停電復旧が長期化するエリアの地方自治体からの要望に基づく要請を受けた場合に、ポータブル発電機、電動車等を保有する小売電気事業者は、余力の範囲内で、当該地方自治体へ貸出し等を行うことは、小売電気事業者の望ましい行為として位置づけられる。</u></p> <p><b>7 本指針の適用</b></p> <p>(1) <u>令和2年9月29日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p> <p>(2) <u>1(3)イii)②及び③、1(3)イiii)④並びに1(3)ウi)⑨は、平成31年度以後の開示(平成31年3月31日以後に終了する年度(1年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。)に係る実績値又は平成31年4月1日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。)に適用し、平成30年度以前の開示(平成31年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。)については、1(3)イii)中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u></p> <p>なお、平成30年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成31年4月1日以後は、平成31年度以後の開示とみなして適用する。</p>	<p><b>(新設)</b></p> <p><b>6 本指針の適用</b></p> <p><u>平成30年12月27日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、1(3)イii)②及び③、1(3)イiii)④並びに1(3)ウi)⑨は、平成31年度以後の開示(平成31年3月31日以後に終了する年度(1年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。)に係る実績値又は平成31年4月1日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。)に適用し、平成30年度以前の開示(平成31年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。)については、1(3)イii)中「① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u></p> <p>なお、平成30年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成31年4月1日以後は、平成31年度以後の開示とみなして適用する。</p>